

❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖

❖ **東北農業青年応援通信 創刊号** ❖

❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖ ❖

平成30年7月20日 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

《今月号のメニュー》

- 「**東北農業青年応援通信**」の配信を開始しました
- 東北農政局との意見交換会を実施しました
- 平成30年7月豪雨に関する情報
- 農業者等が参加できる**研修等の情報**について
- 平成30年度「**食と農のビジネス塾**」(山形県)が開講しました
- 外国人技能実習制度について

○「**東北農業青年応援通信**」の配信を開始しました

平成30年6月に行われた「4Hクラブ会長等と東北農政局との意見交換」において、東北で頑張る青年・男子・女子農業者への情報提供に関するご提案をいただきました。東北農業青年を応援するため、皆さんと東北農政局との情報提供・意思疎通を図る場として「東北農業青年応援通信」の配信を開始します。

配信登録は、以下のアドレスから行います。皆さんの周りの方にも登録を勧めてください。

また、東北農政局からの情報提供のみでなく、意思疎通を図る場と考えていますので、皆さんからの質問・ご提案を返信ください。

□東北農政局HPアドレス（周知チラシ・登録申込書）

[http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/new\\_farmer/attach/pdf/index-13.pdf](http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/new_farmer/attach/pdf/index-13.pdf)

○「**4Hクラブ会長等と東北農政局との意見交換会**」を開催しました

東北農政局では、平成30年6月18日（月）に仙台合同庁舎A棟において「4Hクラブ会長等と東北農政局との意見交換会」を開催いたしました。意見交換には東北管内各県4Hクラブから17名の方に出席をいただきました。

□東北農政局HPアドレス（意見交換会の概要）

[http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/new\\_farmer/attach/pdf/index-12.pdf](http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/new_farmer/attach/pdf/index-12.pdf)

○**平成30年7月豪雨に関する情報**

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害が発生いた

しました。農林水産省では、豪雨に関する情報や支援対策について以下のとおり公表しております。

□農林水産省HPアドレス（平成30年7月豪雨に関する情報）

<http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/h3007/index.html>

（平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について）

[http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/180716\\_11.html](http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/180716_11.html)

## ○農業者等が参加できる研修等の情報について

東北農政局では、管内で開催される、農業者等の方々が参加することが出来る各種研修会等の情報を『農業者等が参加できる研修・セミナー等』のサイトで提供しております。

なお、研修会等に参加を希望される場合は、直接お申込みください。

□東北農政局HPアドレス（農業者等が参加できる研修等の情報）

[http://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/ibento/agri\\_training.html](http://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/ibento/agri_training.html)

## ○平成30年度「食と農のビジネス塾」(山形県)が開講しました

地域定住農業者育成コンソーシアムは、平成30年度新規就農意欲喚起・相談等支援事業（国庫補助事業）を活用し、「食と農のビジネス塾」を平成30年4月26日に開講しました。

本塾は、地域で活動する意向のある就農希望者等に対して、就農して農業経営を実践するための能力を高めるために、農家体験実習の実施、青年農業者の集いの開催等を行う予定です。

※地域定住農業者育成コンソーシアムとは

山形大学農学部が事務局となり、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町、山形県庄内総合支庁、JA等で構成。

□山形大学農学部HPアドレス（農業技術実習事業協議会）

<http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/event/2018/news863.html>

## ○外国人技能実習制度について

平成30年6月5日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）第54条第1項の規定に基づき「農業技能実習事業協議会」（全国段階）が設置されました。

□農林水産省HPアドレス（農業技術実習事業協議会）

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/index.html>